

第2回田川広域水道企業団水道料金等審議会 会議録

1 日時 令和3年10月27日(水) 14:00~15:50

2 場所 田川市役所別館 大会議室

3 出席者

(審議委員)	学識経験者・各首長が選出する者	7名
(オブザーバー)	福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室(オンライン)	1名
	福岡県企画・地域振興部市町村支援課理財係(オンライン)	2名
(事務局)	田川広域水道企業団事務局本部	7名
	田川市・川崎町・糸田町・福智町水道事務所長	4名
	水道料金改定計画等策定業務受託業者(現地・オンライン)	5名

4 配布資料

資料1	第1回審議会で頂いたご意見への対応
資料2	料金水準について
資料3	投資財政計画

5 会議概要

・時間となったので第2回田川広域水道企業団水道料金等審議会を開催する。次第に沿って進めていく。(会長)

1. 第1回会議録の修正について

・まず議事に入る前に、前回の第1回の会議録が用意されているので、こちらについて事務局説明をお願いします。(会長)

→お手元にある第1回審議会の会議録については、10月の初めに各委員の方には郵送でお送りさせていただいている。今時点で福岡県水道整備室から1点、水道整備室の発言について、修正のご指摘をいただいているが、他の委員は特によろしかったか。

(事務局)

→言い回し等でここまで入れなくていいかなというのがあり、赤入れしたものを持参したので、後程提出する。(委員)

→承知した。他の委員はよろしいか。(事務局)

→他修正なし

→では、水道整備室と委員1名からのご指摘を修正した上で、第1回の審議会の会議録

ということでまとめさせていただいてよろしいか。

→この会議録は後々ホームページ等で公表されるのか。(委員)

→第1回目でご説明したように、現状としては非公開になるが、最終的に議会に提案し、採決を経た後にホームページの方で一括公開したいと考えている。(事務局)

→承知した。(委員)

・以下意見なし

2. 第1回の振り返り

・それでは議事に入る前に第1回の振り返りということでおさらいする。事務局願います。(会長)

→令和3年8月31日に第1回目の審議会を開催させていただいた。第1回の中では、企業団の概況や水道事業ビジョン、経営戦略という基本的な事項の方をご説明させていただいた上で、料金改定の論点整理ということで、論点を3つにまとめさせていただいた。その3つというのが、料金の水準と料金の体系、それから加入金・メーター使用料についてということでもまとめさせていただいた。前回は料金体系のご説明の中で、口径別で料金体系とするのか、用途別で料金体系とするのかという論点がある。事務局としては、口径別を基本として考えていきたいというご提案をさせていただいたが、各委員から契約の件数や利用者の負担がどのように増えるのか、また、減免などの個別の事情をどのように考えているのかといったような、判断する材料が必要というご意見をいただいた。それを踏まえて本日は、それに対する回答として「(1) 第1回審議会で頂いたご意見への対応」という資料を用意させていただいた。また、2つ目として、スケジュールの方で本来予定していた「(2) 料金水準について」、この2点を本日は説明させていただきたいと思っている。(事務局)

3. 議事

(1) 第1回審議会で頂いたご意見への対応

・事務局説明をお願いします(会長)

→それでは説明させていただく。これは資料1というかたちで皆様のお手元にお配りしている。表紙をめくっていただき、表紙の裏側「現状の料金体系の整理」となっている。前回の審議会の時にご質問いただいたことを踏まえ、まずは現状の体系の説明を資料に整理しているので説明させていただく。

まず、3ページ目であるが、「各市町の料金体系は以下(資料)のとおりです」ということで、1市3町の基本料金と従量料金の一覧を作成している。こちらに書いているように田川市・川崎町・糸田町については、別途メーター使用料がかかる。これについては、4ページを参照というかたちにさせていただいている。

まず田川市であるが、田川市は用途別の体系となっている。用途区分は家事用・営業用・団体用・湯屋用・特別用・共用というかたちになっている。これについては、5ページをめくっていただき、こちらを見ながら説明させていただく。用途別ということで、まず家事用であるが、これについては「一般家庭において使用するもの」、営業用については「各種の営業に使用するもの」、団体用については「官公署、学校、病院、工場その他公私の団体に使用するもの」、湯屋用については「条例で一般公衆浴場に使用するもの」となっていて、現在1件のみである。それから特別用については「工事その他臨時的または一時的に使用するもの」で給水装置の新設工事や改造工事、廃止（解体）工事等の際に使用しているものを特別用と分類させていただいている。連合専用と共用と書いているものは現在使用されていないので、説明は省略させていただく。3ページに戻っていただき、これらの用途についての基本料金（使用水量に関係なく固定で月に支払う料金）、従量料金（使用水量に応じて支払う料金）は記載のとおりである。

続いて、3ページ下の川崎町である。川崎町の用途区分は一般用・団体用・工業用 A・工業用 B である。これについては、6ページを参照する。川崎町の用途については4つに分かれており、一般用は「団体用・工業用 A・B の内容以外」、団体用は「地方公共団体や学校、病院など」、工業用 A は「工場等」、工業用 B は現在使用されていないので実質、団体用・工業用 A・一般用の3つという体系になっている。基本料金と従量料金については3ページに記載のとおりである。

続いて、3ページ真ん中の糸田町である。糸田町の用途については家事用・営業用・湯屋用・工業用・団体用・一時用・共用家事用というかたちで分類されている。こちらについても6ページを参照する。家事用については「一般家庭用」、共用家事用については「飲食店等の店舗と家屋が兼用の場合」、営業用については「飲食店等の店舗」、団体用については「地方公共団体（役場）」というかたちになっている。一時用については「家屋の新築や改築、造成」、工業用は「物を生産及び加工等を行う工場」というかたちになっている。湯屋用もあるが、これは現在使用していない。

続いて3ページの1番右の福智町である。福智町について、用途別としては一般用・臨時用・湯屋用・工場用・官公庁用というかたちになっていて、一般用・臨時用についてはさらに、口径別に基本料金が設定されている。福智町についても、6ページの用途分類のところ、左側の下の表になるが、一般用が「臨時用・湯屋用・工場用・官公庁用の内容以外」、臨時用は現在使用していない、湯屋用は「湯屋施設」、工場用は「水道を相当量使用することが見込まれる工場（旧赤池）」、官公庁用は「福智町役場関係の施設」というかたちで分類されている。福智町についても基本料金・従量料金は3ページ記載のとおりである。以上のかたちの料金体系となっている。各市町の用途・基本料金・従量料金のかたちは以上である。

続いて4ページをお願いする。こちらは各市町のメーター使用料の一覧になって

いる。福智町についてはメーター使用料を徴収していない。田川市・川崎町・糸田町については、口径13mm、20mm、25mm、30mmというようなかたちで口径別にメーター使用料が設定されていて、口径が大きくなると、使用料が増えるというかたちで設定されている。メーター使用料については以上である。

次のページをお願いします。こちらは先ほど用途分類で説明させていただいた田川市の分、6ページが川崎町・糸田町・福智町の方である。田川市の用途分類の中で、自己メーター・メーターのみと記載をしているが、これは後々で受水槽を設置しているところについては受水槽に親メーターを設置して、田川市が貸与している田川市のメーターというかたちになるので、基本料金はメーター使用料のみ親メーターに払っていただく。それから個別の各ご家庭等については自身で設置していただいたメーターを使用するというので、基本的には家事用の料金体系に基づいてお支払いしていただく。自己で設置しているのでメーターの使用料は賦課していないというかたちになっている。

7ページについて説明する。7ページについては口径別・用途別の利用者分布となっており、前回の審議会の中でどういう分布なのかという質問があった件で調べたものである。これは1か月当たりの調定件数を記載している。

田川市については、分類として、家事用・営業用・団体用、自己メーター、連合専用（連合専用は現在使っていないので、過去のものを持ってきている。）、湯屋用、特別用、メーターのみというかたちになっている。川崎町・糸田町・福智町についても先ほどの分類ごとに分類されていて、右側についてはそれぞれの口径別ということで、13mm、20mm、25mm、30mm、40mmというかたちでそれぞれの分布を記載している。これを見ていただいたら分かる通り、田川市については、家事用・営業用・団体用の13mmがオレンジ色で着色されているとおり、21,507件ということで一番多い。川崎町・糸田町・福智町についても、一般用の13mmが最も件数が多い箇所ということである。利用者の分布はこのようなかたちになっている。

次の8ページをお願いします。その他にいただいたご意見への対応ということで、こちらの方に整理させていただいた。まず、最初に書いているのが、福祉施策として行う減免・負担軽減についてである。これについては水道事業会計の中で料金体系として配慮するのではなく、一般会計の施策として実施していただくべく、一般会計側と今後協議したいと考えている。続いて、用途別から口径別に変更した場合に大幅に料金が上昇する利用者については、何らかの措置を検討することが必要と考えているので、基本的な料金体系を決定した後に検討できればと考えている。続いて、口径別を選択したとしても、例えば湯屋用やごみ処理場などは、用途区分を設けることを検討することが必要と考えている。続いて、メーター使用料は、現状も口径別の考え方で設定されているので、用途別・口径別の選択には影響を与えないと考えている。第3回以降の審議会で検討できればと考えているということでまとめさせていただいた。

以上については前回の質問・意見等についてまとめさせていただいたものである。

引き続き、用途別・口径別料金体系についての再整理になる。こちらは水道料金改定計画等策定業務受託業者より説明させていただく（事務局）

→引き続き 9 ページ以降、10 ページから説明させていただく。10 ページ目以降は前回ご説明差し上げた口径別・用途別どちらを選択するかというところの話を再度整理させていただいたので、改めてご説明差し上げる。10 ページ目のところに論拠というかたちで3つまとめさせていただいている。

まず、論拠①日本水道協会による水道料金等算定要領（料金改定の際、規範となるもの）では、口径別料金体系が基本とされている。この算定要領に従って、料金を設定していこうとすると、自然と口径別料金体系になっていくということである。

論拠②である。1市3町で異なる用途区分を設定しており、それぞれの対応関係が異なる（区分の範囲が異なる）ので、用途区分の再設定が困難である。これについては後程詳しく説明する。

論拠①、②が主なところではあるが、論拠③は用途別料金体系では、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない（水を多く使う方が多く負担するかたちになっていない）場合があるということである。

それぞれの論拠について詳しく説明する。11 ページである。真ん中の緑色のところであるが、ここに水道料金算定要領の記載を抜粋している。（1）原則である。「水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。」これが原則論である。原価に基づいて設定してくれということが記載されている。そして（3）である。ここが口径別について記載されているところである。

「各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して設定するものとする。ただし一時使用等これによることが適当でない場合には別途使用者群を設定することができるものとする。」ということである。口径別料金体系が、水道料金算定要領で示された方法に準じて設定するということが可能であるため、料金の客観的な設定ができるのではないかと考えている。これは料金算定要領が口径別を想定しているという話である。

次に12 ページである。1市3町の料金体系を統一する際の特異な事情というところである。下の【現在の用途区分イメージ図】というところをご覧くださいと、今ほどご説明差し上げた用途区分が、田川市であれば家事用・営業用・団体用とそれぞれ区分があり、似たような名前のところもあるが、中身を見ていくと、これは概念図なので必ずしも正確ではないところもあるかもしれないが、同じ名前でも中身が違うものがある。これを何かに統一しようとした時に、どういったかたちで統一していけばいいのかというところが、規範もない中ではなかなか難しいのではないかと

いうところである。さらに、どこかに統一できたとしてもそれぞれの用途区分でいくらの料金にするのかの規範もないのでなかなか難しいのではないかと考えている。一方で口径別の料金体系にした場合、水道管の大きさという客観的な基準により区分することが可能である。

13 ページ目、論拠③である。真ん中のイメージ図をご覧いただくと、左側に13mmと1番小さな口径の方々がいて、主な使用者としては一般家庭で水の需要量（水を使う量）としては小さい。右側は大口径である。使用者は工場や小売店、高齢者・児童施設、遊戯施設、飲食店等といわゆる事業者といわれる方々が大きく水を使うことが多いということで大口径である。こちらは田川市の例であるが、いずれも基本料金は790円となっている。大きく使う方は多く負担すべきではないかという考え方（応益負担）に基づけば、田川市の現状はそうになっていないのではないかというような話である。

これを文章で説明したものが次の14ページである。こちらも水道料金算定要領の考え方をかいつまんで話している。矢羽根のところをご覧いただくと、口径が大きい使用者ほど、想定される使用水量（需要水量）は多くなるので、そういう口径が大きい方が多いほど、水道施設の規模をより大きくして、たくさん水を供給できるようにする必要があるので、口径の大きい使用者はより多くのコストを負担すべきと考えられる。口径の大きい方がたくさんいることにより、水道施設の規模がどんどん大きくなっていき、どんどんコストが膨らんでいくので多く使う方は多く負担すべきなのではないかと考えられている。3つ目であるが、このようなコストは施設の規模に関わるもの（施設の規模が大きくなればなるほど、コストは大きくなる）であるので、現実に水をどのくらい使うのかということとは関係なく生じてくるので、使用水量の影響を受けない基本料金で回収することが原則と考えている。従って、口径が大きい方ほど基本料金の負担を大きくすべきだと考えられているので、口径別を料金体系にすると、口径が大きい方ほど大きい基本料金にできるといったメリットがあるので、口径別の方が望ましいのではないかと考えているところである。

次に15ページからは参考であるが、他の水道事業者がどうなっているのかを調べたものである。例えばこの棒グラフである。1番下の緑のところは用途別を表していて、真ん中のオレンジが口径別、1番上がその他という料金体系であり、各事業者が、平成26年度から令和2年度までにどういった料金体系をとってきているかというところを表したグラフとなっている。真ん中の口径別のところをご覧いただくと平成26年度の709から令和2年度に751と徐々にではあるが、口径別がどんどん増えてきており、世の中の動向としても応益負担の考え方に近い口径別の料金体系を採用しようという団体が増えているというところである。

最後、16ページ目である。直近の広域化（田川広域水道企業団と同じように広域化）

した事例においても、口径別または併用制、口径別を基礎とするような方法に統一するケースが大半である。こちらに記載している団体は全て口径別か併用制というかたちに統一されている。

1点説明が漏れているところがあった。失礼した。10ページ目に戻っていただき、今説明したとおり、口径別料金体系を基礎とすることが望ましいと考えているが、10ページ目の下の四角のところである。※の1個目であるが、個別事情を勘案することは必要だと思っており、湯屋用やごみ処理場等は別途用途区分を設けることが必要な部分については、設けることも想定しているので、口径別を基礎とした用途別との併用制というようなかたちが最終的には望ましいのではないかと考えている。説明としては以上である（事務局）

- ・資料①に関して、8ページ目で整理されていて、10ページ目で口径別・併用制料金体系が望ましいということで述べられている。意見・質問あればお願いします。（会長）
- 1番最後の16ページの一覧であるが、説明の中で口径別が日本的にも増えてきていて、良いなというのも私の中でもあるが、下から2番目の香川県広域水道企業団が16団体あって、以前が口径別と併用制が混在していた中で、併用制に統一となっているが、もし分かればどういう理由で併用制になったのか教えてほしい（委員）
- こちらは若干記載が分かりづらいところがあって、香川県広域水道企業団の16団体の地区を4つに分けて、その4つの中で口径別にしたところもあれば、併用制にしたところもあるというような状況である。統一という記載の仕方が誤解を生んでいるが、4地区に統一されたというような感じの理解である（事務局）
- 県で1水道企業団というものすごく大きい単位になったので、違いが元々相当ある。だからおそらく段階的にこのようにしていると思う（委員）
- 逆に言うと統一できていないということか（委員）
- そういうことであると思う（委員）
- 承知した（委員）
- 他にいかがか（会長）
- 最初の3ページの料金表を見ていて、そのようなものかと思っていたが、よく水道料金の比較をする時に、口径13mmで月10m³と口径20mmで月20m³というのを比較で使うことが多く、単身世帯が大体1か月で使う量と戸建ての4人家族くらいで使う量にあたりとされる。これで計算してみると、田川市は1,330円と3,680円、川崎町が1,912円と4,391円などで、ずいぶん差があると感じ確認すると、おそらく従量料金がかかなり高く設定されているのではないかという印象がした。最初に言っておくと、口径別を入れることに関して異議はないのであるが、現在の料金体系は変動費といわれる部分に重きを置いた料金設定になっているので、使用量が多くなるとすごく高くなるというような状況なのかという感じがする。

何故そのようなことを言ったかという、先ほどの10ページや13ページのところに、基本料金の負担が需要水量に応じた負担となっていない場合があると書いているが、需要水量に応じて、使えば使うほど高くなると部分が、もともと相当高い料金設定になっているので、少し言っていることとの辻褄が合わないのではないかという気がする。使用水量に応じて従量料金がかかなり高いので、大口径の使用者もそれでちゃんと回収できているということではないか。あるいは10ページにあるような、13mm口径の料金を安価に設定するとなると、逆に大口径とバランスが取れないようなことに繋がらないか、そのあたりをどうしたものかと感じた。基本水量の設定や色々な議論の仕方はあると思うが、逆に大きい需要者に対しては、従量料金の方で調整するというやり方もあるので、その辺の設定について考えた方が良いという印象である。

それともう1つが7ページについて、前に話したと思うが、福智町の20mmが他と比べて相当多い。おそらく接続工事の基準等が事業体によって違うので、このようなことになっていると思ったが、改正後に福智町だけ少しであろうが負担が多いことになったりしないのかという点に少し気を付けた方が良いという気がした。(委員)

→最初の従量料金と基本料金のバランスの話はおっしゃるとおりかと思っている。推測も入ってくる部分もあるが、従量料金が高くなっているのはおそらく需要水量を昔抑えようとしたというところもあったのかなと思っている。施設の規模が人口増加に追い付かないというところもあったのかなと思っている。どちらかという基本料金で今後回収していこうという方が水道事業体の経営の安定性という点に関しては高まっていくので、基本料金と従量料金のバランスはご意見を踏まえ、次回以降検討させていただければと思っている。

福智町の20mmが多いという話について、そちらは料金体系を検討するに当たって、どこの方がどのくらい変わるのかというのは常に気にしながら検討していきたいとは思っているので、頂いたご意見を踏まえ、配慮していきたいと思っている。(事務局)

→私の感覚だとバランス的には、福智町くらい口径20mmが多いほうが普通というイメージだったので、逆に田川市はずいぶん20mmが少ないと感じていた。(委員)

・以下意見なし

・そうしたらここにあるように、「口径別・併用制料金体系」ということで検討を進めていきたいと思う。(会長)

(2) 料金水準について

・資料2に基づき説明をお願いします。(会長)

→資料2について説明する。目的としては、20ページに料金水準、何%改定するか、料金をどのくらいの程度にしていこうかというところを入れさせていただいている。

ここに最終的に繋がるような話として、企業団の現状を整理して、さらにここを作成するために将来の収支計画（財政シミュレーション）を作成しているので、その収支計画の考え方を説明差し上げたいと思っている。

資料の最初に戻っていただき、3ページ目からお話していく。こちら第1回目の審議会の資料で説明したとおり、今後人口減少が進んでいくということが見込まれており、水を使用する量も減少していくところである。料金収入を原資としている水道事業としては、経営が厳しくなっていく状況にあるところを説明した。

4ページ目である。こちらも前回説明した資料と同様である。管路や施設の老朽化が進んでいるところである。既に工事をしてから40年以上経過しているような管路がどんどん増えてきているというようなところである。

5ページ目である。これも現状の整理であるが、こちらは新しい資料である。人員配置の見直しによる職員数の適正化や後進の育成を強化する必要があるところである。矢羽根の2つ目をご覧くださいと、技能労務企業職の平均年齢は51.3歳（令和2年4月1日現在）となっており、技術の継承というところも課題になってきている。職員数について下のグラフをご覧くださいと、2019年から徐々に減ってきているが、事業統合に伴う組織の見直し等によって、業務の効率化というところも検討していく必要があるところの現状の認識である。ここまでは導入、おさらいを含め、現在課題になっているところを記載させていただいた。

6ページ目である。現在、水道料金改定の審議会で審議いただいているところであるが、一般的な検討のステップと今回の審議会の位置付けを改めてまとめさせていただいた。

まず、ステップ1である。財政計画の策定ということで、将来の財政収支のシミュレーションを作成していくことになる。将来どのような収支になるのかというところをまず作成していく。これについては第1回の審議会で説明したとおり、水道事業ビジョン・経営戦略によって、既に作成済みである。

ステップ2である。料金水準の算定ということで、水道料金の総額をどの程度確保すべきか、料金水準を何%改定すべきかを検討する必要がある。これについて今回の第2回審議会で検討いただきたいと考えているところである。

ステップ3の料金体系の設定である。ステップ2で検討した料金水準からどういった料金体系にしていくのか。口径別・用途別とした時に、基本料金をどうするのか、従量料金をどうするのか等の料金体系の設定をしていくのがステップ3である。

そしてステップ4が料金表の確定である。このステップ3、4が第3、4、5回の審議会で検討いただきたいと考えている。これから話をさせていただくのは、ステップ2の料金水準の算定のところである。

7ページである。7、8ページは参考資料になるが、水道料金改定の検討方法である。少し専門的な言葉も入ってきてしまい恐縮であるが、料金水準をまず考えるとして、

1 番左の緑色のところ「資金残高ベースでの料金水準を算定する」というところを想定している。下の吹き出しをご覧くださいと、出資金というものが事業統合の関係で多く入っているので、水道料金算定要領における総括原価という、いわゆる損益というもので算定していくと、料金が大幅値上げになってしまうという懸念がある。そのため最低限いくら手元にお金があれば大丈夫なのかというところをベースに料金水準を検討していきたいと考えている。ただ一方で、1 番右をご覧くださいと、料金体系を設定していかなければいけないということになっているので、真ん中の総括原価というもの、これも資金残高ベースの料金水準に合わせたかたちで総括原価も算定して、総括原価に基づいて、料金体系を設定していきたいと考えている。これは専門的な言葉も入っているので、参考程度であるが、要は1 番左のいくらお金を確保しなければならないのか、いくら最低限お金があれば大丈夫なのかというところを目指して、料金改定率を考えているというところを認識いただければと思っている。

8 ページ目である。水道料金算定要領と先ほどから申し上げているが、その考え方を紹介しているものである。水道料金算定要領は総括原価というすべての原価、すべてのコストを料金に乗せていこうという考え方になっている。左側の2つをご覧くださいと、営業費用と資本費用の2つに分かれていて、これを需要家費、固定費、変動費という3つに分けて区別している。需要家費というのは検針や集金関係、メーターの使用料が大きいかと思う。メーターのコストである。需要家の方、使用者が1 件いればそれだけコストがかかってくるというものである。真ん中の固定費は先ほど、施設的能力ということを申し上げたが、施設の規模が大きくなっていけばいくほど、かかってくるもので、給水量の多寡に関係なくコストがかかってくるものを固定費と呼んでいる。1 番下の変動費であるが、薬品費、動力費や受水費等で、給水量に応じてコストがかかってくるものである。この需要家費は水の使用に関わらず発生するコストなので、料金としても水の使用量に関係ない基本料金に乗せていこうということになっている。変動費は水の使用量に応じて発生するものなので料金としても水の量に応じて料金が発生する従量料金に乗せていこうということになっている。そして真ん中の固定費であるが、これも水の量に応じて発生するものではないので、基本料金に乗せていいのではないかと思われるかもしれないが、この固定費は基本料金に全て乗せてしまうと、一般家庭の基本料金が高くなりすぎるという懸念があるので、一定の基準によって、基本料金と従量料金に分けていくというような作業をしている。これは参考程度ではあるが、このようなプロセスを経て基本料金・従量料金というものは設定されるものだということを意識していただけたらと思っている。8 ページは今回の審議とは直接は関係ないのでこのくらいにさせていただきます。

9 ページ以降、ここからが今回説明したいところのメインの内容になっている。10 ページから財政シミュレーションをさせていただいているので、財政シミュレーションで考慮した事項を説明差し上げる。そのシミュレーションを理解

いただいて、料金改定率の議論というところにかかせていただきたい。

10ページ目である。こちらは水道施設・設備の更新費用の抑制と長寿命化を図るというような内容である。やはり施設や管路の更新や工事といったものが、1番コストがかかるので、そのコストをどういったかたちで抑制していこうかということを書かせていただいているのがこの3つの方針である。方針①である。こちらは前回の審議会で説明したとおりであるが、浄水場の統廃合を進めている。大内田浄水場と新たに今建設している浄水場を軸とした2つの浄水場を整備して、現在ある浄水場の数を大きく減らすといったところを想定している。これによってかなりコストが削減されるというところである。方針②、③であるが、②は施設で③は管路である。いずれも長寿命化していくというところである。できるだけ長く使っていくことによって更新需要を抑えていくということを書かせてもらっている。

11ページ目である。今の施設と設備の更新費用の抑制というのは事業統合をすることでできることになったというところが1つある。仮に事業統合をしなかった場合、供給単価（水道料金）はより高くなると推定している。グラフをご覧いただくと下の方に実線で書いているのが、今回示そうとしている料金の水準である。平均単価+8%、+10%、+11%、+18%のどれかで議論していきたいと思っているが、仮に事業統合しないとした場合は、上の点線のところの水準となっている。各市町それぞれかなり高い水準になってしまっていたということが推定されるので、事業統合によって、これだけ単価の上昇を下げられているということがいえるかと思っている。

12ページである。これらの検討結果を踏まえ、令和5年から令和14年の10年間で建設改良費として263億円が必要になると見込んでいる。大きく分けて広域化事業・運営基盤強化等事業・その他の投資という3つに分かれている。広域化事業というのは事業統合に係る整備費で、新しい浄水場や施設を作るところが広域化事業である。運営基盤強化等事業というのは管路や配水池等の更新・維持に係る整備費である。その他は上記以外のものになる。

これらをどういった財源でやっていくのかというのが13ページである。令和元年度から令和10年度までと令和10年度以降と2つの表に分かれている。令和10年度までに広域化事業と運営基盤強化等事業というものは国庫補助金（国からの補助金）と各市町からの出資金が建設改良費としてそれぞれ33%ずつ入ってくるというかたちになっている。残りの財源については、企業債（借金）を25%発行することと一般財源（料金収入等）から9%ほど想定している。令和10年度以降は国庫補助金や出資金が33%入ってくるということがなくなるので、企業債25%は変わらないが一般財源が70%に増えていく。これが建設改良費の財源の説明である。

14ページである。先ほど組織体制の変更、人員数の減少等による効率化が課題だと申し上げたが、組織体制の変更として、左右の図で令和2年度までの組織体制と令和5年度以降の組織体制というかたちで記載させていただいている。部署の数が減って

いるということが分かるかと思うが、これによって人員数を減少させていくということを計画しているので、人件費も減らしていくというかたちの財政シミュレーションにさせていただいている。

15、16ページは少し細かいが、今実施している財政シミュレーションの前提条件を簡単にまとめている。

17ページ以降は、今の財政シミュレーションを踏まえた料金改定のパターンを説明差し上げたい。こちらが審議していただきたい内容である。

18ページ目に考え方を書かせていただいている。真ん中の左のあたりをご覧くださいと、供給単価というものが各市町で並んでいる。供給単価＝料金収入÷有収水量ということで1m³当たりの水の料金単価を表しており、今各市町で水準が異なっているという状況である。これを平均すると平均単価204.9円となる。この204.9円をベースと考え、ここから何%改定するか（+11%改定すると227.5円になる等）というようなかたちで今回の資料においてはこの204.9円から何%改定するのかといったかたちの説明にさせていただいている。さらに細かくなっていくが、右下の留意事項をご覧くださいと、令和5年度に事業統合した時の水道料金が事業統合前の水道料金を超える場合、経過措置として事業統合後の5年間は事業統合前の水道料金を適用するということが協定書で定められている。これは今回の財政シミュレーションにも反映している。

19ページである。先ほど料金改定率を検討する中で、最低限必要な資金残高を目指して検討していくという考え方を説明差し上げた。それを19ページ1番上の目標に「資金残高が20億円を下回らないように努める」と設定させていただいた。20億円の指標の設定の根拠は設定理由の2つ目の◆をご覧くださいと、◆指標の目標数値の根拠というところで、自然災害等により料金収入が一時的に徴収できない状況になったとしても、1年間は水道の供給を可能にするために、過去5年間分の収益的支出の平均を目安として設定させていただいている。何かあった時に水道の供給が止まらないようにというところで、資金残高20億円とさせていただいている。今回の議論でこの20億円というところがかなり肝になってくると思われる。目標2は企業債（借金）の残高をこれ以上増やさないようにしよう（現状企業債残高が令和7年度か8年度が1番高くなるような推計になっているが、それよりも高くないようにしよう）という目標にさせていただいている。1番下の目標3は単年度の収支である。収支を大きく悪化させないようにするといったかたちの目標設定である。1番肝になってくるのは20億円というところである。

20ページは先ほど示したところである。パターンを①、②、③、④と4つ提示させていただいている。1つ1つ見ていく。これは平均単価に対して何%改定するかといったものである。

まずパターン①である。8%上方改定しようというもので、供給単価221.3円と

なってくる。下から2行目をご覧くださいと、パターンの設定理由というところで令和14年度(令和5年に料金改定してから10年後)に資金残高20億円をギリギリ確保できるような設定になっている。

パターン②は10%上方改定しようというパターンである。これは計画期間の翌年度の令和15年度まで資金残高20億円を確保しようといったものである。

パターン③である。こちらが望ましいと記載させていただいているが、11%上方改定するものである。これは10年後(令和14年か15年)に再度料金改定(今回と同じ条件で改定)をすると想定した場合、料金改定率をできる限り抑えられるように設定している。1番下の行の10年後の料金改定率の想定を12.4%としており、概ねパターン③の11%と同じくらいの改定率にしているというところである。

パターン④である。こちらは18%上方改定である。これは10年後の料金改定が不要になるような(令和19年度まで資金残高20億円を確保できるように)料金改定率を設定している。

このパターン①、②、③、④の中でパターン③が望ましいと考えているが、そこについて意見をいただけたらと考えている。

次のページからは参考資料となってくる。21ページは現状の各市町の供給単価が左側に記載されて、各パターンの供給単価が右側に並んでいるというものである。

22ページ以降(22~27ページ)は色々なグラフを入れさせていただいている。22ページをご覧くださいと、今の財政シミュレーションをかいつまんて説明したグラフを入れている。青い折れ線グラフが資金残高になっていて、下のグラフをご覧くださいと、資金残高は今後もマイナスになっていくことが見込まれている。これはパターン①~④であったとしても長期で見えていくと資金残高はかなり減っていくというような推定になっている。

28ページである。現在の料金水準である。家庭用13mmの料金水準(税抜)を筑豊地区抜粋で表のとおり、記載させていただいている。長くなって恐縮であるが、説明は以上である。(事務局)

- ・それでは審議に入っていきたいと思う。まず、資料2の2ページ目から8ページの「現状の再整理」というところを見ていただいて何か質問・意見があればお願いします。
(会長)

→委員意見なし

- ・その次の9ページから16ページまでの「料金改定パターンの基礎となる財政シミュレーションで考慮した事項」についてである。こちらの方は後の料金改定のパターンのところに繋がっていくわけであるが、この資料の中で何か質問・意見あるか。
(会長)

→ 15 ページのところの営業外収益の他会計補助金というのは繰入れのことで良いのか。

(委員)

→ 繰入れのことで基準内分である。(事務局)

→ 具体的に基準は何があるのか。(委員)

→ 営業外収益に入っているものは児童手当の繰入で、営業収益に入っているものは消火栓に発生する経費である。(事務局)

→ 今は使っていないもので基準に該当しそうなものはないのか。3町だとあまりないのか。(委員)

→ 今説明があったとおり、現状基準内で繰入れているものが福智町の消火栓の分の繰入れと職員人件費の中の児童手当の繰入れが入る。その他の分については該当するものがないため、基準内については以上の経費を見込んでいる。(事務局)

→ 消火栓の繰入れは福智町分だけというのは何かあるのか。他の3市町はどうしているのか。(委員)

→ 消火栓等の維持管理についてはそれぞれの団体によって考え方がるので、一般会計でやっているところもあれば、繰入れでして、経費を水道でみているというところもあるというのが現状である。(事務局)

→ 要は他の3市町は水道の事業体ではない部署がやっているという理解で大丈夫か。(委員)

→ そのとおりである。消火栓の維持等に関しては例えば、管財課や消防部署でやっているというところがあるので、そこについては水道事業では費用が発生していないので繰入れがないということである。(事務局)

→ 承知した。これに関して、見直しはしないということであるか。(委員)

→ これについては今後の協議事項となっている。(事務局)

→ 承知した。(委員)

→ 他にいかがか。(会長)

→ 11 ページの下の右端の枠外に% (パターン) ごとの数字を書いているが、下から2番目の10% (パターン②) のところが20ページのところと数字が違って、223.4と225.4どちらが正しいのか。(委員)

→ 失礼した。こちらは20ページの225.4の方が正しい数字である。(事務局)

→ 承知した。(委員)

・ 以下意見なし

・ その次の17ページ以降の「3.料金改定パターン」である。4つのパターンに分けて検討されているが、こちらの内容について質問・意見あれば願います。(会長)

→ 18ページであるが、今回の事業統合をすると、田川市は値上げになって、他の3町は

- 値下げになるという理解で良いのか。(委員)
- 平均単価ということであろうとする。(事務局)
- それに関しては協定を結ばれている時点で、ある程度各市町の間では共有されている事実ということよろしいか。(委員)
- 11ページにて示させていただいているが、これは平成29年6月に策定された経営戦略の時に作成した表になる。この表を1市3町の議会で報告した上で、統合する方が、メリットがあるという判断をいただいている。(事務局)
- 議会の方では今私が発言したようなことは理解されているということの良いのであるな。(委員)
- 将来、水需要予測の方で人口が減少して、水道料金が減っていく。一方水道施設については、大きな更新が必要になる。11ページのグラフの点線のとおり、各市町単独でいけばかなりの水道料金の値上げになる。これを解消するために今回事業統合という方向に進んだわけであるので、将来のことを踏まえて議会に説明させていただいた。短い期間であればそういうことになるが、将来を見据えたことなのでよろしくご理解をお願いします。(事務局)
- 我々は良いが、どれくらい皆さん分かっているのかというところ。(委員)
- 短期的に値段が上がるというところだけが強調されてしまう。長期的にみると今言われたようなかたちになる。(委員)
- それと水道料金を田川市においても5年間、同じ料金を継続するというところでそういう部分を踏まえて入れている。(事務局)
- 他いかがか。提案ではパターン①～④まで4つ出されているが、パターン③が望ましいという事務局の提案になっている。特に問題はないか。(会長)
- 20ページに試算いただいている表であるが、パターン③が望ましいということで、少し余裕をもたせたところかと思うが、10年後の料金改定率の項目でパターン④だと改定する必要がない試算になっているが、先を見る分この先まで目がいってしまうというか、また10年後12.4%も上がるというのが気になりつつ、今あまり上がらない方がいいが、この試算でこうなるというのは大変失礼だが、単純にこのようになるのかと少し思う。あとあまりにもこんなに違うのかというもある。(委員)
- ご指摘のとおり、このシミュレーションは一定の過程に基づいてやっているものなので、必ずこうなるというものではない。10年後、どこまで固く見ていくのかというところが正直あると思っている。それで参考とまではいわないが、10年後に今の前提条件のシミュレーションでいくとこうなるというところの数字であるのご理解いただけたらと思っている。(事務局)
- そこが論点であると思う。今から10年経って、田川市郡でもっと人が減って、高齢者が増えていった時に更に値上げというのに耐えられるか。今はまだ余裕があるから

- 少し高いが、それで後に備えておくのかというのがおそらく議論するところなのかと思う。(委員)
- それとパターン③でも何か努力すれば、10年後の料金改定率約12.4%まで改定しなくて済むようなことが考えられるのではないか。あくまで想定の内定というのは誰しも分かることだが、やはり何かの情報にどこに目がいくかというところが気になる。田川市は前にいつ料金改定があったか。10年前とかか。(委員)
- 消費税しか変えていないので、昭和60年代である。ただ料金は変わっていない。その時に変わりのない水道料金だったと思う。(事務局)
- それだけ変わっていない中で、今回高くなるのにまた10年後高くなる想定がすでにされているというところが気になる。10年はおそらくすぐ来る気がする。(委員)
- 今回事業統合するそもそもの課題というか、全国的な課題となっていて、昭和3、40年代、1市3町でいったら昭和50年代とかの浄水場等の施設の老朽化が進んでおり、その更新費用が今後かさんでいくことと、人口の減少が進んでいくことで全国的に、国の方からも水道事業を広域化することにより、この課題を解決していこうという取り組みの一環として行われているので、1市3町についてもこのまま放っておくと、さらに供給単価が上がっていくという課題を解決するためにこのようなかたちになった。(事務局)
- 田川市を例に見たら、先ほど申したように近い将来田川市の水道料金は上がる。令和5年度に事業統合していく。そこで統一料金になる。ただ、従前の料金より高い場合は、従前の料金が5年続く。そうした場合、例えば、令和10年度の時点で料金は必ず上がる。そうしたら田川市は今まで上がってない分がすごく上がるようなイメージになる。パターン③よりも高く上げた場合、田川市の市民の負担になるのではないか。他の3町よりも田川市の負担の方が市民目線からすればすごく上がったようなイメージになるのではないかということで、私どもとしても将来に余裕がある方が事業経営がしやすいので、そうしたいが、市民目線からすればこの程度(パターン③程度)で収めておかないと色々な意味で市民に負担が大きくかかるのではないかということで、パターン③の11%で水道料金の値上げが1番良いのではないかということで提案させていただいた。(事務局)
- 今の話だと、田川市ではさらに5年で料金が上がるということか。(委員)
- 10年でなくて5年後また上がるということか(委員)
- 5年間は据え置きのみである。上がることはない。(事務局)
- もちろんそれは分かるが、5年後に払うのが安いほうがいいが、実質上5年後にまた値段が上がるというところの、上がるとは決まっていないか。上がらないかもしれないのか。(委員)
- 今はそういう想定であるが、例えば5年後、水道料金がどの程度上がるかということは、その時の社会情勢等もあるので、そこで改めて、またこのような経営戦略ないしの検討

- がされると思うので、私たちが見るのは今から将来を見据えた上の10年後について考えているので、そこで必ず料金が上がるというものではなくそこでまた検討がなされると思っている。(事務局)
- ただ1つ思うのが、やはり先の先まで見据えたことで、その先上がるかもしれないというのがあれだが、その市民教育といえ言葉が悪いかもしれないが、毎日の生活に関係することだからこそ先のことを丁寧に情報を植え付けておかなければ、どうしてもその時に払う金額で驚くことになる。そしてまた上がることになる。5年といえすぐである。(委員)
- 令和10年度(経過措置5年後)までは値段は上がらないが、今言われた意見についてはごもっともだと思っているので、私どもも維持経費等については極力抑えられるように努力していく必要があると思っている。そのつもりで今経営戦略を立てているが、これよりもまだ厳しい状況になるかもしれないが、それなりの努力はして参りたいと考えている。(事務局)
- 色々テレビ等でも放送されているように、飲む水が無くなったらどんなに人間が困るということを感じるが、アフガニスタンの例だと中村哲氏が色々努力していて、水のありがたさについて身につまされる思いである。あれだけの大きな工事(新浄水場建設)を今からするのであるから、いくらか料金が上がるというのは市民の方は安くなってもらいたいとは思っていないと思う。また、人口が減少する上に高齢者が増えていくので水の供給も段々減少していくであろうから、水のありがたさを考えると、少し上がるというのは、私はあまり苦になるほどではないのではないかと思います。(委員)
- 15ページの減価償却費は耐用年数に基づいて算定したものがあがっているということであると思うが、大内田浄水場が今後耐用年数を伸ばしていくような措置をしていくという話であったが、当然新しくできる施設についてもそういった措置をとっていくと思うが、それは加味されていないという認識で良いか。実際の耐用年数が伸びていけば、どこかで料金改定する時に、料金を上げない方向には条件としてなっていくということになるのか。(委員)
- 財政シミュレーション上は減価償却費は法定耐用年数でやらざるを得ないのでそれで計算している。今回料金改定率を資金残高(現金)でみているので、減価償却費というバーチャルの会計上の数値はあまり関係ない。なので、今の改定率というところかというと、おっしゃるとおり長寿命化というのは建設改良費が将来少なくなるという意味で反映されている。(事務局)
- 資金ベースでいっているので、ほとんど入っていないということか。(委員)
- そのとおりである。(事務局)
- そうしたら次回に繋げなくてはいけない。先ほどの4つのパターンであるが、事務局ではパターン③で検討していきたいということであるがいかがか。(会長)
- パターン③であることは良いのだが、パターン④が気になる。極端な話、パターン④も

10年後に何%かの改定という表にすれば、気持ち的には絶対に料金が上がると分かる。パターン④だけ10年後の料金改定率に数字がなく、その前のパターンまでは10数%も上がるのにパターン④だけ上がらないというのが目を引くというか、極端な話18%ではなく15%等もう少し低いシミュレーションの方が良いのかと思う。(委員)

→この表だけを比較したら、10年後また上がらない方がいいと捉える人もいる。(委員)

→そうだ。あまりにも違うと思うので、パターン③が1番望ましいのであれば、パターン④を抑えたシミュレーションをした方が、市民に対する説明も今後良いのではないかと思う。(委員)

→ご意見はもっともだと思う。説明が不足しており大変恐縮であるのだが、パターン④であったとしても、今のシミュレーションいうと、令和20年で改定が必要になっており、ページでいうと25ページであるが、上のグラフをご覧いただくと、青い折れ線グラフが資金残高を表していて、1番右のR20のところをご覧いただくと、ギリギリ20億円を下回っているので、この資金残高20億円を下回らないようにするという視点でいくと、令和20年度には料金改定をしないとイケない。パターン④の18%改定になったとしても、また令和20年度には料金改定が必要になってくるのではないかというシミュレーションになっている。(事務局)

→やはり20ページの試算の表が1番分かりやすい。ここでこういう経緯でなったという参考資料として出てくると思うので、私としてはやはりパターン④の表が気になる。別の表で令和20年度に料金が上がると言われても、20ページの表の中で成立していないので比較がしづらいと思う。なので、料金が上がるという気持ちを持っていた方が良いと思う。(委員)

→先ほどから説明しているが、8%・10%・11%・18%(パターン①～④)をシミュレーションがあるが、それぞれ20億円を下回る年度が延びていくだけの話である。例えば、最初に多く値上げして、その後の値上げを少なくするとか、いつどこで値上げをしていくかということなので、将来に負担を平準化する意味では料金水準の改定率を同じくらいにした方が、将来に負担をかけないで平準化できるのではないかという意味でもこのようなかたち(パターン③のかたち)の改定率を設定している。なので、最初に多く上げて、将来の負担を下げる(パターン④のかたち)というのも問題があるかと思い、このようなかたちにしている。だから、将来の料金の値上げする水準を同程度でもっていけば、将来負担も同じ水準で動いていくという意味でもパターン③が良いと思っている。(事務局)

→なので、パターン③を進めるためにもパターン④をもう少し改定率を低くして、パターン④でも10年後改定が必要な表にした方が良いのではないか。(委員)

→資料の見せ方ということか。(事務局)

→そうだ。ずっとそれについて言っている。パターン③が妥当かは今時点では分からない

- が、パターン③を進めるに当たっては、市民が見た時に「なぜ10年後値上がりしないパターンもあるのか、どうせ上げるなら先にあげておいた方が良い」と思う方もいるかもしれないし、実質的に5年後に上がるとなると、その時に上がらない方が良いと思う方もいると思うので、なぜパターン④だけが10年後の改定率0%というのがどうしても表が先走りするような気がする。例えば、今は18%としているが、15%（10年後に改定率が必要な%）で試算して、どちらにしても将来料金が上がるというように表の方が比較しやすいのではないだろうかと何度も言っている。（委員）
- 表の作り方をそのようなかたちに分かるような表にさせていただく。（事務局）
- これは私個人の意見なので他の委員については分からないが、パターン③を推奨するのであれば、パターン④の試算率を変えた方が良いのではないかと思う。（委員）
- 表の表現の仕方について、他委員どうか。（会長）
- パターン④は前提条件に基づくと18%になるというところからスタートしているため、このような見せ方であると思うので、バランスの悪い数字になっているのだろう。説明の仕方としては、これは1つのやり方だと思うが、これを実際動かしていく時にこの見せ方で良いかというのが、委員の引っかかる点ではないかと思う。（委員）
- あともう1つ、パターン①8%、パターン②10%、パターン③11%で、パターン④で極端に18%というと比較がしづらい感じがする。他の委員は詳しいかもしれないが、私は市民代表のような中身がわかってないと思うので、だからこそあまりにも比較パターンが見つらいかと感じる。（委員）
- パターン④の18%を例えば、14、15%等にした方が、説明が上手くいくのではないかということをおっしゃっているか。（事務局）
- そうだ。皆さんに説明しやすいほうが良いと思う。（委員）
- 上手い説明がつくような資料の作り方をしていただきたい。また、以前関わりのあった事業体では財政にいたので気になるのだが、現金の方がきちんと確保されて、問題ないというのは理解した。一方で公営企業の場合、単年度予算が原則なので、資料の投資財政計画のパターン③の収益的収支（3条予算）の方をみると、先ほど言われたように令和5年度から営業収益が一気に減る。要は田川市分が据え置きになって、他の3町が値下げになるので、収益が当面（5年間）低い水準でいくとして、それで資料の下の方に当年度純利益（又は純損失）というのが、令和5年度から一気にマイナスになる（損失が出る）という状況になるから、キャッシュの方で上手くいくというのは分かるが、料金収入が下がって、損失がどんどん積み上がっていくということをどのように説明すれば良いのか。これは見かけ上の損失なので問題ないで通るのかどうか。おそらくここがネックになるかと思う。パターン④でもマイナスはかなりの額になるので、それをどう対外的に説明されていくのかというのが気になった。赤字が出るのは、見かけ上の赤字なのでしょうがないとしても、料金改定をするのに一時的に営業収益が減ることというものにすごく違和感を感じている。経営には問題ないと、あくまで

単年度で見て予算の費目の中でのやり繰りになるところで、流動資産の方とか4条の方の補填財源、留保資金とのバランスを見た時にこうあるというので、経営的には分かるのだが、これが単年度の予算決算の説明になった時に相当苦労されるという印象があるので、その辺についてどうお考えか。(委員)

- 委員の言われるとおり、見かけ上どうしても令和5年度からマイナスになっていくということになる。どうしても統合に関する国の制度で補助がかなり入ってくるということで、ここに見えてこない4条側の収入というのがかなりあり、補助金であれば長期前受金戻入というかたちで収入側に会計処理されるが、出資金の場合、どうしても3条側に数字が見えてこないということで、構造上どうしてもこのような見え方をしてしまう。仮にこれが赤字ではなくプラスになるようなかたちで料金改定をして、料金収入を上げるというかたちになると、資金残高が何十億円ということになってくるので、基本的にはこのようなかたちで収支計画を作っていくべきであろうと思っている。この辺の説明については、確かに見た目はこのようなかたちになるので、今後その辺の説明を丁寧にするような資料を作成していく必要があると思う。(事務局)
- 状況が分かっているならば問題ない。話を聞いてちゃんと数字の裏付けを見れば、経営には問題ないということが分かったが、おそらくこの数字を普通の人が見れば驚くだろう。(委員)

- それともう1点だが、令和5年度のところの料金収入が下がるどころだが、令和4年度までは用水供給事業と水道事業ということで、構成団体に水道を売っている分と構成団体が企業団に払っている分が用水供給側にも収入として入っているということで2重のカウントをされているという現実がある。なので、令和5年度はその2重になっている分が本来の収入だけになるので、令和4年度と5年度で節目としてその差がかなりあるという状況である。(事務局)

→構成団体の受水費の収入がここにあるということか(委員)

→費用としてもあがっているし、用水供給側の収入としてもその分があがっている。(事務局)

→末端給水事業と用水供給事業は会計としては別ではないのか。(委員)

→会計上は、経営の一体化をして1つになっているが、各収入という面では、バラバラで5事業ある分をそのまま単純に足している。(事務局)

→そうすると収入が減った分、経費の方の受水費が減ることか。(委員)

→そうだ。(事務局)

→要は営業収益の減と経費のその他の減で収まりがつかないところが値下げ分ということか(委員)

→少し補足になるが、今の話の用水供給事業の収益が無くなって下がっていると、令和5年度以降の料金収入自体は今より料金が上がれば据え置くというものなので、基本的には11%であれば、田川市だけが据え置かれて、他の3町は下がるというもの

になるのでその年は少しだけ下がっているということになる。(事務局)

→承知した。(委員)

→損益がここでマイナスになるのは減価償却費がかなり上がっているところが影響している。(事務局)

→低廉に抑えるというのは分かるが、対外的な説明をする時に、特別損失が マイナスにならないような水準で料金を設定するというのが一般的な考えではないか。総務省等が求めている経営や料金の見直しの姿勢としてはそれでよいということか。(委員)

→そうだ。(事務局)

→ただそれが今数字上こういうことになっている。何か上手く3町に出資金を入れられる手段はないのか。そこがすごく目を引く。それで先ほど基準内繰出の話聞いた。(委員)

・以下意見なし

(3) 審議結果

・そうしたら、本日審議していただいたことについてだが、料金の算定期間の設定、総括原価の算定については事務局の提案どおりということとさせていただく。料金改定率の決定について、色々と議論があったが、事務局の提案どおりパターン③ということでも了承していただけたと思う。ただ、議論にもあったが、20ページの表について、他の項目等も含め、分かりやすく再検討していただければということでもよろしいか。(会長)

→各委員同意。

→それでは、用意されている議事については以上である。(会長)

4. その他

(1) 第3回審議会の日程

・次第のその他の方に第2回審議会の日程と書いている。ここは誤りがある。第3回審議会の日程ということで修正をお願いします。それで次回、第3回の審議会の日程の方だが、事務局としては12月8日の水曜日はいかがかと考えているが、今の時点で不可であるという方がいらっしゃれば教えていただきたい。(事務局)

→8日は不可である。(委員)

→丸1日午前も午後も不可であるか。(事務局)

→そうだ。だがどうしてもその日というのであれば変えることはできるかと思う。違う日でも良いのであればそちらが良い。(委員)

→承知した。それでは聞き方を変えて、12月6日の月曜日から10日の金曜日の1週間でみたらいかがか。(事務局)

→6日が丸1日不可、7日が午後は不可、9日が午前は不可である。10日は丸々大丈夫である。(委員)

→金曜日は大丈夫ということか。(事務局)

→そうだ。(委員)

→他の委員はいかがか。(事務局)

→大丈夫である。(委員)

→同様である。(委員)

→同様である。(委員)

→6日と9日が15時までは不可でそれ以外は今のところ大丈夫である。(委員)

→8日以外は大丈夫か(事務局)

→大丈夫である。(委員)

→今伺った中で、どなたも不可でなかったところが10日なのだが、10日(金)の午後1時30分はいかがか。(事務局)

→各委員同意。

→では、12月10日の金曜日の13時30分から第3回審議会を設定させていただく。よろしく願います。

失礼した。福岡県水道整備室日程はよろしいか。(事務局)

→12月10日はその週が、丸々会計検査があるが、誰かしらは出られるかとは思いますが、今時点では検討させてほしい。よろしく願います。(オブザーバー)

→承知した。市町村支援課はいかがか。(事務局)

→12月議会に係るかもしれないのでその状況によっては出席できない可能性もある。今時点ではまだわからないのでよろしく願います。(オブザーバー)

→承知した。(事務局)

・以下意見なし

・それでは以上で審議会を終了させていただく。(会長)